

大門公園バーベキュー場  
利活用実証事業  
事業者募集要項

令和6年2月  
岡崎市都市基盤部  
公園緑地課

## 第1章 事業の概要

### 1 事業の目的

市内の公園で、バーベキュー利用が出来る公園は指定された3公園（大門公園、大谷公園、岡崎中央総合公園）です。昨今のアウトドアブームにより3公園を利用する方が増えており、本市においても休日や長期休暇など多くの利用者で賑わっています。

現在、市が設置した炉の使用に限ってバーベキューの許可をしており、大門公園、大谷公園に設置した2炉では、持ち込み炉で利用したい、手ぶらでバーベキューを楽しみたい等の需要に対応出来ていないケースも散見されます。

そこで今回、利用者枠の拡大を目指し、需要に対応出来るような取組みを行います。今回の取組みでは、公園サービスの向上に繋がる事業となるよう期待しています。

なお、本要項に定めのない事項はすべて都市公園法、岡崎市都市公園条例、岡崎市都市公園管理規則、地方自治法、地方自治法施行令、岡崎市予算決算及び会計規則及び岡崎市税外収入の延滞金に関する条例、食品衛生法、岡崎市食品衛生条例、岡崎市食品衛生規則その他関係法令等の定めるところによって処理しますので御承知おきください。

### 2 事業開始時期

令和6年7月20日(土)から令和6年9月1日(日)

バーベキュー利用の予約は、令和6年5月1日(水)から受け付けることとします。

### 3 バーベキュー施設設備

- (1) 専用炉2基、大型共同かまど1基
- (2) 洗い場1か所

### 4 その他の留意事項

- (1) 事業者は自ら施設に必要な機材・備品等持ち込み運営を行うものとします（冷蔵庫、テント等）。
- (2) 参加に要する一切の費用は、事業者の負担とします。
- (3) 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した管理運営としてください。
- (4) 高齢者や子ども連れ、障がい者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- (5) 車で来られた場合は、大門公園及び大門河川緑地駐車場等に停めてください。なお、搬入のための一時的な乗り入れは可能です。
- (6) 営業については、事業者が自ら事業を行う場合に限りです。他者に権利等を譲渡しないでください。
- (7) 周辺環境及び公園利用者への配慮のため、煙や臭い、音や振動等は、極力抑える努力をしてください。
- (8) 食品営業許可等の、営業に伴い関係法令上必要となる申請・届出・検査等については、すべて事業者の責任において行ってください。

- (9) 市が公園での出店として適切でないと判断した場合は変更、中止等を求めることがあります。また、市の求めに応じない場合は許可を取り消す場合があります。
- (10) 公園施設を破損した場合又は来園者との事故が発生した場合は速やかに市に連絡するとともに、迅速に適切な対処をしてください。また、公園内で発生した来園者との事故等については、事業者の責任において対処し、費用については事業者の負担とします。
- (11) 運営に対する問合せ及び苦情については、事業者にて対応してください。
- (12) 出店期間満了又は出店の取消がなされた場合は、事業者の費用で、出店期間内又は市が指定する日までに速やかに原状回復を行ってください。ただし、市が承認した場合はこの限りではありません。
- (13) 市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができるものとします。この場合において、事業者は何ら異議を申し立てることはできません。

## 5 令和5年度利用実績（7月22日(土)から8月27日(日)）

※1日1グループのみ利用可能。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
					22日	23日
					○	○
24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
			○	○	○	○
31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
					○	
7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
		○		○	○	○
14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
○	○	○		○	○	
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日
○			○		○	

## 6 事業方式

事業者と本市において、大門公園バーベキュー場利活用の推進のため、管理及び運営に関し必要な事項を定める協定を締結します。そのため、都市公園法第12条等による許可の取得や都市公園使用料の納付は必要ない。

事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザルにより実施します。

大門公園バーベキュー場利活用実証事業（以下「本事業」という。）において業務履行が良好である場合、令和7年度も本事業について本市と協定を締結し、実施することができるものとします。ただし、実施期間等は市との協議によります。

## 7 事業内容

### (1) 基本事項

#### ア 受付・対応業務

以下の業務を含め、利用者が快適かつ安全に施設を利用できるよう、必要に応じて、施設案内、利用方法等に関する注意事項の案内等を行うこと。既存炉の利用について、市ホームページを参照し、案内出来るようにすること。

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1170/p005402.html>

#### (ア) 予約受付

- ・電話、FAX、オンライン（メール、予約システム等）等の方法は事業者の提案に委ねるが、運用に係る費用は事業者の負担とする。
- ・予約受付時間は事業者の提案とする。
- ・予約の受付は令和6年5月1日(水)から行うこと。
- ・既存の炉（専用炉2基、大型共同かまど1基）は1グループまでとし、利用料は無料とすること。なお、利用可能時間は午前10時から午後4時までとする。

#### (イ) 利用の承認

- ・利用の予約があった場合は、運営上問題ないことを確認した上で利用の承認を行うこと。

#### (ウ) 利用受付表の作成

- ・予約状況、利用人数が分かるように作成し、週に1度市へ報告すること。

#### (エ) 各種問合せ等への対応

- ・実施期間外の予約及び大谷公園についての問合せがあった場合は、市へ問合せるように伝えること。
- ・施設利用に関する問合せ等、必要な案内を行うこと。
- ・遺失物については、警察への届出等適切に管理を行うこと。

#### イ 駐車場対応

- ・大門公園駐車場が混雑する場合、大門河川緑地の駐車場へ案内すること。
- ・大門公園（1箇所）及び大門河川緑地（1箇所）の駐車場開閉を行うこと。
- ・開閉時間は市との協議による。（通常、午前8時30分開錠、午後7時30分施錠）
- ・利用が無い日も開閉すること。
- ・路上駐車が散見される場合、利用者に伝え移動させること。又は警察に通報すること。

#### ウ 廃棄物処理

- ・事業者の責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令に基づき適正に処理を行うこと。
- ・処置に関する費用は事業者の負担とする。
- ・ゴミ箱を設置し、周辺にゴミを散乱させないように適切に努めること。

## エ 利用者の安全確保

- ・必要に応じて適切な安全確保対策を講じること。損害保険等に加入する場合は、事業者の負担において加入すること。
- ・既存の炉及び有料臨時バーベキュー区画以外で利用されていた場合、注意すること。

## オ 報告書の作成

様式4「大門公園バーベキュー場利活用実証事業報告書」を作成し、令和6年9月30日(月)までに提出してください。

## (2) 事業者の提案に委ねる事業

### ア 飲食料、器材等の提供

利用者の利便性を高め、サービスの向上を図るための取組みを行うこと。

#### (ア) 食材及び食器等の販売

- ・食品の衛生管理を徹底すること。
- ・建築基準法等を遵守すること。
- ・肉、野菜等の食材及び、皿、箸等の食器を販売すること。
- ・酒類の販売は協議事項とし、酒類の販売が公園にとってメリットがある形にすること。
- ・期間中の営業が可能なものを検討の上、提案及び実施をすること。また、保健所の許可が取得できるものに限る。
- ・メニュー及び価格については、利用者のニーズにあったもので、かつ利用しやすい価格設定に努めること。
- ・たばこの販売、その他公園利用者の支障となりうる物品の販売は禁止とする。
- ・生産物賠償責任保険等、必要な保険に加入すること。

#### (イ) 物品の貸出及び販売

- ・利用者が使用することが想定される物品（鉄板、金網及び木炭等）の貸出及び販売を行うこと。

## イ 有料臨時バーベキュー区画の設定

既存炉以外の場所で、他の来園者の支障にならない範囲で有料の臨時区画を設けること。この場合、土日祝日は営業日とし、定休日を設定する場合はその他の曜日とすること。また、午前10時から午後4時までは営業すること。午前9時から午後8時まで営業可能としますが、午後9時には完全撤収すること。

有料とした場合の金銭の取扱いは適切に管理すること。

利用可能時間、利用可能グループ数を分かりやすく告知すること。

## ウ 公園の活用

大門公園を活用したイベントを企画し実施すること。

## 第2章 公募の実施に関する事項等

### 1 公募への参加資格

現在、飲食業を営業している場合は、保健所の食品営業許可を現に受けている者であること。  
また、現在許可を受けていない者であって、飲食販売を考えている場合には、必要な許可が出店（営業）前に得られるようにすること。その他関係法令の必要な許可を取得すること。

### 2 応募の制限

次の項目のいずれかに該当するかたは、応募することができません。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている者
- (2) 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- (4) 応募の日から、事業優先者決定通知日までの間に、岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止処分を受けている期間にある者
- (5) 本店所在地の法人（個人）市町村民税、固定資産税、の滞納のある者（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- (6) 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する者
  - ア 応募の日から優先交渉権者決定通知日までの間において、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月24日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者。（本件については、当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）
  - イ 応募の日以前において、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置の対象であった者。ただし当該排除措置の対象外となった日から3年を経過した者を除く。
- (7) 次に該当する者が役員又は配置する職員になっている法人
  - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 第3章 公募の手続きに関する事項

#### 1 日程

募集要項の交付	令和6年2月16日（金）
現地説明会	令和6年2月22日（木）
質問書受付	令和6年2月16日（金）から2月26日（月）まで
質問書回答	令和6年2月29日（木）
事業者申込受付	令和6年3月11日（月）
事業者プレゼンテーション・決定	令和6年3月14日（木） ※事業者プレゼンテーションは午前の予定
事業開始	令和6年7月20日（土）

#### 2 申込について

##### (1) 質問及び回答

質問書	様式5「質問書」
受付期間	令和6年2月16日（金）から令和6年2月26日（月）午後5時まで
提出方法	電子メール ※件名は「大門公園出店利活用事業者 質問」と記載
アドレス	koen-shinsei@city.okazaki.lg.jp
回答日	令和6年2月29日（木）に回答
回答方法	ホームページにおいて公表します。

##### (2) 現地説明会について

提出書類	様式6「現地説明会申込書」
受付期間	令和6年2月16日（金）から令和6年2月20日（火）午後5時まで
提出方法	電子メール ※件名は「大門公園出店利活用事業者 現地説明会」と記載
現地説明会	令和6年2月22日（木） ※詳細は申込者へ通知します。

##### (3) 事業者申込について

提出書類	「提案書類一覧」のとおり（指定のない場合は任意様式）
受付期間	令和6年3月11日（月）午前8時30分から午後5時まで
受付場所	都市基盤部公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）
提出方法	受付場所へ持参

受付期間内に受付場所に到達しなかった場合は受理しません。

#### 3 受付場所

都市基盤部公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）

午前9時から午後5時まで

住所 〒444 - 8601 愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地

電話 0564-23-7406

アドレス [koen-shinsei@city.okazaki.lg.jp](mailto:koen-shinsei@city.okazaki.lg.jp)

FAX 0564-23-6559

<作成の注意事項>

- ・ 1 組（者）につき、1 提案とします。
- ・ 関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本要項に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で提案関係書類を作成してください。
- ・ 提案関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 提案関係書類の提出後の変更は原則認めません。また、取り下げも原則認めません。
- ・ 必要に応じて提案関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・ 提出された申請書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- ・ 申請書類に虚偽の記載があった場合や、提案に際して不正行為があったときは、選定の対象から除外します。
- ・ A 4 フラットファイルにて提出してください。背表紙に「大門公園バーベキュー場利活用実証事業提案 ○○（会社名等）①」と記入してください。なお、①は正本、②～④は副本でお願いします。

【提案関係書類一覧】※各種証明書は3か月以内に取得したもの

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書	—	—	—
（1）参加申込書兼誓約書	様式 1	1 部	3 部
2. 応募制限関連書類	—	—	—
個人	—	—	—
（1）住民票の写し（本籍記載のあるもの）	—	1 部	3 部
（2）申告書（直近）の写し	—	1 部	3 部
（3）市税等納税証明書（滞納のないことの証明） ※国税、県税は不要です。 ※岡崎市で賦課がある場合は岡崎市のものを、賦課がない場合は岡崎市を所管している営業所が所在する自治体のもの	—	1 部	3 部



法人	—	—	—
(1) 定款又は寄附行為の写し	—	1部	3部
(2) 法人登記簿謄本	—	1部	3部
(3) 役員名簿	様式2	1部	3部
(4) 市税等納税証明書（滞納のないことの証明） ※国税、県税は不要です。 ※岡崎市で賦課がある場合は岡崎市のものを、賦課がない場合は岡崎市を所管している営業所が所在する自治体のもの	—	1部	3部
(5) 財務諸表（直近のもの）	—	1部	3部
3. 提案 表紙	様式3	1部	3部
(1) 事業の実施方針	様式3-1	1部	3部
(2) 実施する事業	様式3-2	1部	3部
(3) 公園活用	様式3-3	1部	3部
(4) 出店内容	様式3-4		
4. 大門公園バーベキュー場利活用実証事業報告書	様式4		
5. 質問書	様式5	—	—
6. 現地説明会申込書	様式6	—	—

#### 第4章 審査方法等

##### 1 審査のながれ

##### (1) 第一次審査

提出されたすべての提案等について、以下の点について審査します。

##### ア 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

##### イ 法令遵守に関する審査

提案等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

##### ウ 本要項に照らし適切なものであることの審査

提案等が本要項に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・提案が、本要項で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・期間中の運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

##### (2) 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「大門公園バーベキュー場利活用実証事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において（4）で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただ

きます。プレゼンテーションは令和6年3月14日(木)の午前を予定しています。詳細については事務局から連絡します。

### (3) 選定委員会

本市は、提案の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された提案について(4)の評価の基準に基づき審査を行い、点数の高い順に優先交渉権者及び次点を選定します。

なお、審査の結果によっては、優先交渉権者、次点の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下の通りです。

	氏名	所属
委員	横山 晴男	都市基盤部長
委員	浅井 隆	都市基盤部公園緑地課長
委員	富田 浩也	総合政策部企画課長

### (4) 評価

#### ア 評価の基準

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	大門公園に賑わいを生むような方針となっているか。	10
実施する事業	出店コンセプトが事業の実施方針に合っているか。	15
	営業日、営業時間、メニューの種類や価格設定などが公園利用者へのサービスに適しているか。	20
	予約方法が効率的、効果的なものになっているか。	20
	公園の使い方(テント等の配置)が効率的、効果的なものになっているか。	20
公園活用	食品販売、備品貸出以外に具体的な取り組み(イベント等)があるか。	15
合計		100

#### イ 採点方法

加点点評価については、重視する項目を評価項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価します。

加点点評価の採点方法は、各評価項目について、以下に示す4段階評価により得点を付与します。

評価	評価内容	採点基準
A	秀でて優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	提案は評価する	配点×0.50
D	特に優れた点は見当たらない	配点×0.25

選定委員会の各審査員の加点評価点を合計し、審査員人数で割った値を提案点とします。

提案点＝各審査員の加点評価点の合計÷審査員人数

小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出する。

提案点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点とします。

提案点が同一であった場合は、実施する事業の点数が高い者とします。

それも同一である場合には、選定委員会の協議により決定します。

#### (5) 結果通知

選定結果は速やかに事業者へ文章に通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は本市ホームページで公表します。

#### (6) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募者が、優先交渉権者及び次点選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

#### (7) 優先交渉権者の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した者を優先交渉権者として、また、次点提案を提出した者を次点者として決定します。

#### (8) リスク分担等

本業務の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と事業者（優先交渉権者）が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類		内 容	リスク分担	
			市	提案者
申請関連リスク	書類の誤り	募集要項等、市が作成した書類に関するもの	○	
		申請書等、申請者が作成した書類に関するもの		○
	申請コスト	申請費用の分担		○
管理運営リスク	資金の調達	必要な資金の確保		○
	事業変更	本市の責任により、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合	○	
		提案者の責任により、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合		○
	施設競合	競合施設（キッチンカー含む）による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	施設・設備等の損傷	管理上の瑕疵による損傷		○
		施設、機器等の構造上の瑕疵による損傷		○
	収入リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等		○
		施設改修による臨時休業等		○
		提案者の提案による事業運営によるもの		○
提案者の責めに帰すべき理由によるもの			○	
社会的リスク	第三者への賠償	提案者が維持・運営において（事業者が行う整備・管理運営業務において）第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外のもの	○	
	地域、利用者への対応	地域との協調、利用者からのクレーム等への対応に関するもの		○
施設設置、管理業務内容に対する利用者等からの反対、訴訟に関するもの		○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○	
金利変動	提案者決定後の金利変動		○	
不可抗力	自然災害による業務の変更、中止、延期、臨時休業		○	
	感染症等に伴う業務の変更、中止、延期、臨時休業		協議	

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

問合せ先 都市基盤部公園緑地課公園活用係

TEL (0564) 23-7406

FAX (0564) 23-6559

岡崎市ホームページ<http://www.city.okazaki.lg.jp/>

Eメール [koen@city.okazaki.lg.jp](mailto:koen@city.okazaki.lg.jp)